

大阪市精神保健福祉審議会における専門部会設置規程

【精神科救急医療部会】

(目 的)

市民により適切な精神科医療を提供するため、精神科救急医療体制の整備・運営状況等について調査・検討を行うことを目的とする。

(調査・検討事項)

次に掲げる事項を調査・検討するものとする。

- (1) 大阪市域における精神科救急医療の現状と課題に関する事。
- (2) 大阪市域における精神科救急医療体制の整備・運営状況に関する事。
- (3) 身体合併症を含む急性期医療体制の整備状況に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

【自殺防止対策部会】

(目 的)

「大阪市自殺対策基本指針」の理念に基づき、市民が安心して暮らせる街の実現を目指し、総合的・効果的な自殺防止対策について調査・検討を行うことを目的とする。

(調査・検討事項)

次に掲げる事項を調査・検討するものとする。

- (1)本市の自殺防止対策の推進に関する事。
- (2)自殺防止における関係機関・団体相互の連携及び情報交換に関する事。
- (3)自殺発生状況やその背景の調査・分析に関する事。
- (4)自殺防止のための効果的な啓発・広報に関する事。
- (5)その他必要な事項に関する事。

共通事項

(委 員)

大阪市精神保健福祉審議会委員及び各専門委員で構成するものとする。

(庶 務)

専門部会の庶務は、こころの健康センターにおいて処理する。